

議案第 8 号

印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について

印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 5 9 号）の施行に伴い、個人番号カードと在留カード等が一体化することにより、個人番号カードの機能を持つカードが、「個人番号カード」・「特定在留カード」・「特定特別永住者証明書」の 3 種類となることから、それらの利用に対応するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

印鑑登録及び証明に関する条例(昭和44年勝山市条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(登録及び印鑑登録証の交付)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者で、勝山市個人番号カードの利用に関する条例(令和2年勝山市条例第28号。以下「個人番号カード条例」という。)第2条の規定により個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(登録及び印鑑登録証の交付)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者で、勝山市個人番号カードの利用に関する条例(令和2年勝山市条例第28号。以下「個人番号カード条例」という。)第2条の規定により個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)、<b>特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。)</b>又は<b>特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第</b></p>

\_\_\_\_\_を利用して印鑑登録証明書の交付を受けることを申請した者(以下「個人番号カード印鑑登録者」という。)には、印鑑登録証を交付しない。

5 (略)

6 前項の規定にかかわらず、個人番号カード印鑑登録者が個人番号カード\_\_\_\_\_の再交付を受けたときは、申請により、当該再交付を受けた**個人番号カード**に印鑑登録に係る情報を記録する。

(印鑑登録証の返還)

第7条 印鑑の登録者は、次の各号の一に該当するに至ったときは、印鑑登録証(個人番号カード印鑑登録者を除く。)を市長に返還しなければならない。

(1) 個人番号カード条例第2条の規定により、**個人番号カード**を利用して印鑑登録証明書の交付を受けることを申請するとき。

(2)～(5) (略)

(登録の廃止)

第10条 印鑑登録者は、次の各号の一に該当するときは、自ら市長に登録の廃止を届け出なければならない。ただし、病気その他やむを得ない理由があるときは、代理人によりこれを行うことができる。

(1) (略)

**1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。)**を利用して印鑑登録証明書の交付を受けることを申請した者(以下「個人番号カード印鑑登録者」という。)には、印鑑登録証を交付しない。

5 (略)

6 前項の規定にかかわらず、個人番号カード印鑑登録者が個人番号カード**、特定在留カード又は特定特別永住者証明書(以下「個人番号カード等」という。)**の再交付を受けたときは、申請により、当該再交付を受けた**個人番号カード等**に印鑑登録に係る情報を記録する。

(印鑑登録証の返還)

第7条 印鑑の登録者は、次の各号の一に該当するに至ったときは、印鑑登録証(個人番号カード印鑑登録者を除く。)を市長に返還しなければならない。

(1) 個人番号カード条例第2条の規定により、**個人番号カード等**を利用して印鑑登録証明書の交付を受けることを申請するとき。

(2)～(5) (略)

(登録の廃止)

第10条 印鑑登録者は、次の各号の一に該当するときは、自ら市長に登録の廃止を届け出なければならない。ただし、病気その他やむを得ない理由があるときは、代理人によりこれを行うことができる。

(1) (略)

(2) 登録印鑑又は印鑑登録証(個人番号カード印鑑登録者にあつては、個人番号カードをいう。第11条において同じ。)を紛失又は滅失したとき。

(証明)

第11条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、個人番号カード印鑑登録者は、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を交付する機能を有するものをいう。)に個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)**第12条の2第4項第2号口**に規定する移動端末機であつて公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を用いて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

(証明の拒否)

第13条 市長は、次の各号の一に該当するときは、印鑑登録証明を拒むことができる。

(2) 登録印鑑又は印鑑登録証(個人番号カード印鑑登録者にあつては、個人番号カード等をいう。第11条において同じ。)を紛失又は滅失したとき。

(証明)

第11条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、個人番号カード印鑑登録者は、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を交付する機能を有するものをいう。)に個人番号カード等(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)**第12条の2第4項第3号口**に規定する移動端末機であつて公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を用いて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

(証明の拒否)

第13条 市長は、次の各号の一に該当するときは、印鑑登録証明を拒むことができる。

(1)・(2) (略)

(3) **個人番号カード**の有効期間が、番号法の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第26条に規定する有効期間を経過しているとき。

(4) (略)

(1)・(2) (略)

(3) **個人番号カード等**の有効期間が、番号法の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第26条に規定する有効期間を経過しているとき。

(4) (略)

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。